

## 令和5年度広域的プロジェクト組成に向けた調査・企画業務 に係る企画提案公募仕様書

事業名称: 令和5年度広域的プロジェクト組成に向けた調査・企画事業

委託期間: 契約締結日～令和6年3月31日

### 1 事業概要・目的

「令和5年度広域的プロジェクト組成に向けた調査事業」(以下「本事業」という。)については、令和4年度に関西広域連合広域産業振興局が立ち上げた「関西広域産業共創プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。4ページ「参考」で目的・体制等を示す。)の枠組みの中で、「2025年大阪・関西万博」(以下「万博」という。)までを重点取組期間として、企業ニーズの収集に取り組むとともに、関西の成長分野において新たな製品・サービスの創出をめざし、広域的プロジェクト組成に向けた調査等を行う。

本事業の実施にあたっては、ニーズのある企業とシーズ(研究成果)とのコーディネートができる目利き能力、広域的プロジェクト組成に向けた企画能力など、高度な専門性とノウハウが必要であることから、公募型プロポーザル方式により、幅広く提案を求め、事業者の選定を行う。

#### 本事業の目的

「関西広域産業共創プラットフォーム」事業の枠組みの中で、万博までを重点取組期間として、企業ニーズの収集に取り組むとともに、関西の成長分野において新たな製品・サービスの創出をめざし、広域的プロジェクト組成に向けた調査等を行う。

#### 【「広域的プロジェクト組成」の定義】

シーズ(研究成果)の事業化・実用化に向けた補助金や助成金(例: NEDO)等に申請が可能である状態まで具体化されたプロジェクトであり、以下3つの要件を満たすもの。

- a. 「カーボンニュートラル」「ニューモビリティ」「バイオエコノミー」「健康・ウェルネス」「ものづくり力向上(基盤技術のアップデート 例: ロボティクス、AI・IOT 等)のいずれかの分野に関するテーマであること。
- b. 実施体制として、少なくとも関西広域連合域内(以下「域内」という。)の公設試、\*企業を含むこと。
- c. 遅くとも令和6年度末までに申請レベルの具体化がなされること

※関西広域連合広域産業振興局構成府県市に所在しない企業でも可とするが、所在している企業を優先すること

〔 関西広域連合広域産業振興局構成府県市  
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市 〕

## 2 委託業務の内容・体制及び提案を求める事項

受託者は、プラットフォームと緊密に連携し、高度な専門性やノウハウ等を生かしながら、域内企業・工業系公設試験研究機関(以下「公設試」という。)や研究機関、大学等への提案・交渉力を発揮して以下の業務を実施する。

また、業務内容については、必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と提案内容等を調整した上で確定する。

### (1) 企業の事業化等に向けたニーズ・シーズ(研究成果)の収集

収集した企業ニーズ・シーズ(研究成果)について合計 30 件以上報告(うち 20 件以上は企業ニーズとするとともに、30 件中 15 件は令和5年 10 月までに報告)すること。

また、成果物として書面で提出すること。

なお、企業ニーズ・シーズ(研究成果)収集の進捗状況は、プラットフォーム内会議で適宜報告すること。

#### 【提案を求める事項1】

事業化・新製品開発等についてのニーズのある企業の情報を収集するための方法など、具体的な工夫について提案してください。

### (2) 広域的プロジェクト組成候補案の作成

令和4年度広域的プロジェクト組成に向けた調査事業成果物も参考にしながら作成していくこと。

作成した広域的プロジェクト組成候補案について5件報告(うち2件は、令和5年 10 月までに報告)すること。また、成果物として書面で提出すること。

なお、広域的プロジェクト組成候補案の作成状況は、プラットフォーム内会議で適宜報告(特に、中間報告については、令和5年 10 月を目途に必ず実施)すること。

※成果物に係る知的財産権等については、委託元である関西広域連合に帰属する。

#### 【提案を求める事項2】

上記に示す広域的プロジェクト組成候補と想定する内容(研究分野、実現可能性等)について、提案者の過去の実績等も含め、別紙様式により提案してください。

※複数提案可能

### (3) 実施体制(※プラットフォーム内の会議の出席を含む)

実施にあたっては、業務遂行のための適切な人員体制(スタッフ構成)や全体スケジュール、コンプライアンス、個人情報保護、守秘義務の遵守に関する組織内体制について、十分に整備すること。

プラットフォーム内の会議(※原則として週 1 回の頻度で開催)に、週 1 回以上出席(リアル参加を基本とするが、やむを得ない場合はオンラインも可)し、出席した会議において意見交換や進捗報告を行うこと。また、会議で出された意見等については真摯に検討し、可

能な限り成果物に反映させていくこと。

また、実現可能性の高い広域的プロジェクト組成候補案を作成するため、企業・大学・公設試等を訪問するなどによりヒアリングした上で調査・企画を行うこと。

**【提案を求める事項3】**

本事業に必要な質・知見・作業量から本事業を担当できる体制等について、提案者の強み(企業、公設試や大学等について保有するネットワークをはじめ過去に培った経験・専門知識等)と合わせて提案してください。

### 3 その他

#### 関係者との連絡・調整

本事業の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めること。

### 4 委託費の上限

委託費の総額は10,100,000円(税込)を上限とします。

### 5 委託事業の一般原則等

- (1) 取材対象者、記事提供者、イベント等参加者をはじめ、関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払ってください。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じてください。
- (2) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけてください。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、価値、情報(個人情報を含む)等については発注者に帰属します。
- (4) 本事業の受託期間終了後は、発注者及び発注者が指定する他の事業者へ、ホームページの運営にかかるドメインやサーバー、SNS等のアカウント、本事業により獲得した人脈、ネットワーク、権利関係等本事業の一切について、円滑に引き継ぎを実施してください。
- (5) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けないで、再委託をしてはなりません。

### 6 委託事業の運営

受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存してください。

### 7 委託事業の実施状況の報告

- (1) 受注者は、事業終了時に事業全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告してください。

- (2) 発注者は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、これに協力してください。

## 8 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

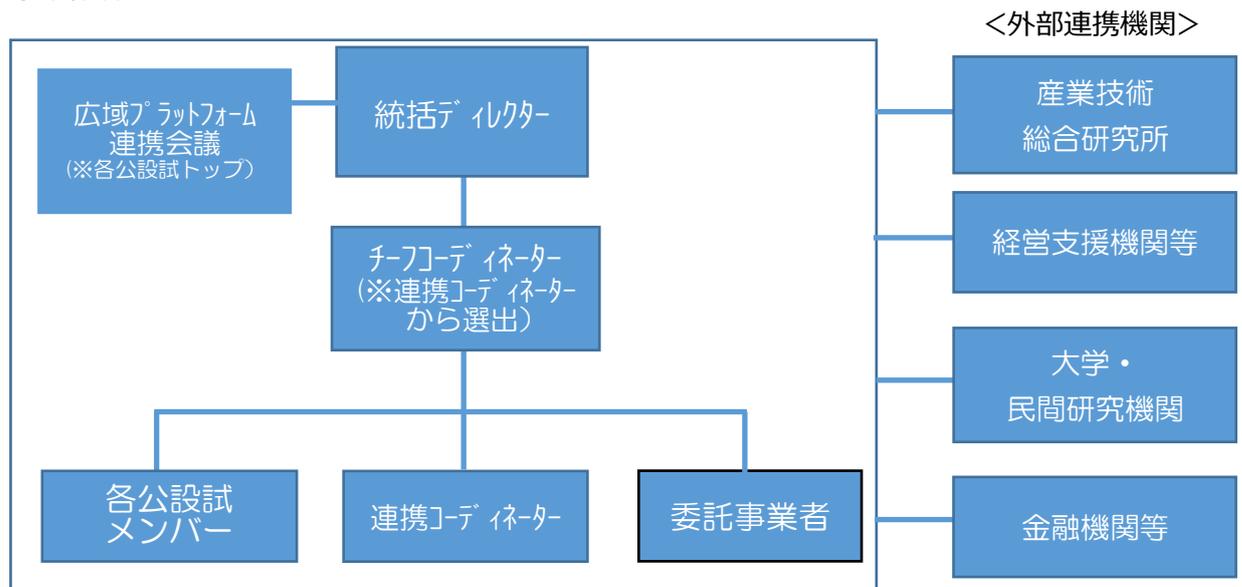
委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、発注者と協議の上、業務を遂行してください。

### 【参考:関西広域産業共創プラットフォームについて】

#### (1)目的

域内の公設試による企業に対する技術支援サービスに事業化支援機能を付加させ、域内の多様な機関が連携し、シームレスに企業を支援する広域的プラットフォームを構築し、イノベーションが生まれる環境の創出を図る。

#### (2)事業体制



以上